

ノロウイルスの話

昨年暮れは、ノロウイルスが全国的に猛威を振るいました。熊本は11月に流行が見られましたが、12月は比較的穏やかな推移だったようです。しかし、年末、荒尾地区で流行の兆しが見られ、まだまだ油断できない状況が続いています。

そこで、今回はノロウイルスの予防についてお話します。

ノロウイルスとは？

潜伏期間は12〜72時間で、主な症状は下痢、嘔吐、吐気、腹痛です。特に嘔吐は、急激に起こるため、ところ構わず嘔吐してしまい、それをかたずけた人に感染するということもあるようです。症状は1〜2日ほどで治まりますが、幼児、高齢者などは、脱水症状が強く現れて重症化することもあるので注意しましょう。

ノロウイルスの感染ルートとは？

主に3つのルートがあります。

ルート①
汚染されたカキ等の二枚貝によるもの

ルート②
食品取扱者・調理者によるもの

食品を扱う人全ての教育と

ノロウイルスによる食中毒の予防法は？

主に2つの方法があります。

① 加熱処理

全ての感染防止に共通したものです。ノロウイルスは85℃、1分間の加熱で殺菌できます。

② 洗浄

ノロウイルスは室温で2週間ほど生きています。流行地域では、ドアノブ、エレベーターのボタンなど、全てのものが汚染されていると考え、外出から帰ったら必ず石鹸で手洗いを2回行いましょう。このとき顔も洗うことをお勧めします。アルコールには抵抗性があるので、調理器具、衣類などは、塩素系の消毒剤で洗浄してください。薬店で購入することができます。



▲しっかりと手洗いを行いましょ



▲85℃以上で加熱することを心がけて

ノロウイルスのワクチンはまだ開発されていないので、今のところ個人個人が注意して予防するしかありません。まだ3月頃までは流行が続きますので、気をつけてお過ごしください。

平成20年4月1日から、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

新しい制度は、県内のすべての市町村が加入する「広域連合」が賦課や医療給付を行い、市町村は保険料の徴収と申請や届出の受付、被保険者証（保険証）の引渡しなどの窓口業務を行います。

制度の名称は？

Q 病院等の自己負担は？

A 老人保健で医療を受ける場合と同じです。一般の人は1割負担、現役並み所得のある人は3割負担となります。

Q 受けられる給付は？

A 老人保健で受けているものと同等の給付が受けられます。

Q 保険料の負担はどうなる？

A 保険料は熊本県内で統一されます。原則として年額18万円「年金」から差し引かれることになりま

保険料は？

Q 現在加入している保険制度はどうなる？

A 75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は、すべての人が現在加入している保険制度から、新しい後期高齢者医療制度の被保険者へ移ることになります。

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、医療機関で支払う窓口負担を除いた分の約1割を被保険者のみなさんから保険料として納めていただきます。

保険料は、被保険者全員が頭割りで負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、賦課限度額が設けられます。保険料の割合は、均等割額5割、所得割額5割となります。所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み(平成20年度)

<対象者数>75歳以上の後期高齢者 約1,300万人
 <後期高齢者医療費>11.4兆円

【全市町村が加入する広域連合】

